

令和 5 年

第 4 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用



付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
68	農業委員会の委員の任命について	1
69	にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について	3
70	阿久根大島公園の指定管理者の指定について	6
71	阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について	9
72	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
73	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
74	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
75	阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
76	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	24
77	令和5年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）	別冊

78	令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	別冊
79	令和5年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	

議案第68号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	矢 槿 学
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

欠員が生じている農業委員会の委員に 矢 槿 学 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

矢 檜 学 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※  
生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第69号

にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について

にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
にぎわい交流館阿久根駅
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社あくねや
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第69号参考

### 指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社あくねや
- 2 代表者名 代表取締役 中野浩治
- 3 所在地 阿久根市新町1番地
- 4 設立年月日 平成27年4月10日
- 5 資本金 1,600,000円
- 6 従業員数 6名
- 7 主な事業内容
  - (1) 食堂・飲食店・結婚式場・宴会場・保養所・宿泊施設・観光娯楽施設・公衆浴場施設・スポーツ施設・劇場・映画館・興行場・駐車場等の企画、施工、運営、運営受託、管理及び経営並びにそれらのコンサルティング
  - (2) 前号に掲げる店舗・施設における代金精算システムの企画、開発、それに係わる機器の販売、保守、輸出入業及び賃貸業
  - (3) スポーツクラブ・スポーツ教室・カルチャー教室の企画、経営、運営及び管理
  - (4) フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営
  - (5) 各種イベント・コンサート・パーティー・映画・演劇・展示会等の企画、制作、実施、運営及びチケット販売並びにそれらに関する情報提供
  - (6) 物品の企画、開発、製造、加工、販売、卸、小売業及び輸出入並びに賃貸業

- (7) 特産物・土産品等の販売促進に関する企画立案、運営及び斡旋
- (8) 酒類・塩・たばこの販売及び輸出入
- (9) 持続可能なエネルギー政策の実現を目指した調査研究、政策提案、地域事業支援、国内外ネットワーキング、普及啓発及び助成
- (10) 観光事業
- (11) 一般旅行業、国内旅行業及び旅行業代理店業
- (12) 広告、宣伝及び販売促進に関する企画、運営及び管理
- (13) 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸及び管理
- (14) 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (15) 自動販売機及び娯楽機のオペレーション並びに機械の修理販売及び賃貸業
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 人材の職業適性・能力の開発に関する教育訓練事業
- (18) コンピューター用ソフトウェアの企画、開発、製造、販売、保守メンテナンス及びリース
- (19) コンピューター及びその関連機器による情報処理事業
- (20) 船舶、自動車、自動二輪車、自転車、土木建設機械及び農機具の販売、輸出入、レンタル、リース及び整備
- (21) 宅配便・クリーニング・写真現像の取次業
- (22) 携帯電話の販売代理店業
- (23) 一般土木工事・建築工事・電気工事の設計、監理及び請負業
- (24) 発電、売電、電力の調達及び電力の供給に関わる事業
- (25) エネルギー使用の合理化に関するコンサルタント事業
- (26) 電気機械器具及び蓄熱設備その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に関する設備の販売、リース、設置、運転及び保守
- (27) エネルギーの需給運用に関する代行業務
- (28) インターネットを利用した各種情報サービス業
- (29) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

議案第70号

阿久根大島公園の指定管理者の指定について

阿久根大島公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
阿久根大島公園
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社日本水泳振興会
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

阿久根大島公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第70号参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社日本水泳振興会
- 2 代表者名 代表取締役 坂元 要
- 3 所在地
  - (1) 本店 東京都中野区東中野3丁目18番12号
  - (2) 鹿児島営業所 阿久根市浜町88番地
- 4 設立年月日 昭和54年6月8日
- 5 資本金 30,000,000円
- 6 従業員数 207名
- 7 主な事業内容
  - (1) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の運営
  - (2) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の企画および運営コンサルティング
  - (3) 宿泊施設の運営並びに土地建物の管理
  - (4) 情報システムの企画並びに運営管理に関する業務
  - (5) 旅行、レクリエーション、スポーツ等の福利厚生活動に関する立案、企画および運営
  - (6) イベントの企画、運営
  - (7) スポーツ用品の販売
  - (8) 飲食店の経営
  - (9) 建物の警備業務
  - (10) 建物の清掃業務
  - (11) 建物の管理業務

- (12) 特定労働者、並びに一般労働者派遣事業
- (13) 子育て支援事業
- (14) 介護予防事業
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

議案第71号

阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館
- 2 指定管理者に指定する団体  
特定非営利活動法人 ふれでお
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第71号参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 特定非営利活動法人 ふれでお
- 2 代表者名 理事長 川崎徹志
- 3 所在地 阿久根市山下5610番地
- 4 設立年月日 平成17年1月14日
- 5 従業員数 6名（うち司書3名）
- 6 主な事業内容
  - (1) 図書館等の管理・運営に関する事業
  - (2) 生涯学習の推進事業

議案第72号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第73号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第74号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院の勧告等に準じ、一般職に属する職員の給与を改定するため、  
条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第11条の5第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	

30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	

65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			

	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第11条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第11条の2及び第11条の5の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第75号

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る職員の特殊勤務手当の特別を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年阿久根市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等が改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第29条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第29条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。